

災害時における応急対策工事に関する基本協定

石川県(以下「甲」という。)と一般社団法人石川県造園緑化建設協会(以下「乙」という。)とは、甲が所有若しくは管理する公園や道路等の災害時における応急対策工事(倒木等の除去を主とする。)の実施について、次のとおり基本的な事項を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策工事の実施に関する基本事項を定めることにより、災害時における甲が所管する公園や道路等の被害の拡大や二次災害の防止並びに迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは、豪雨、暴風、地震、その他の異常な自然現象又は緊急な対応を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急対策工事の実施を必要と認めたものをいう。

(協定業務の内容)

第3条 この協定の対象とする応急対策工事の内容は、次のとおりとする。

- (1)公園や道路等の機能確保及び二次災害防止のための倒木等の除去
- (2)その他、甲が必要とする応急対策工事の実施

(協力要請)

第4条 公園や道路等について、甲は、広域的若しくは大規模な災害等が発生した場合において、施設管理者や指定管理者だけでは、応急対策工事に対応できないと認めたときには、乙に対し、当該工事の実施について協力を要請するものとする。

2 乙は、前条の規定による要請があったときは、甲に協力するものとする。

(細目協定)

第5条 公園や道路等を所管する甲の出先機関の長と乙とは、応急対策工事を円滑に実施するための当該工事の実施の細目に関する協定を別に締結する。

(協定の期間)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の30日前までに、甲又は乙から文書により、何らの意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年1月15日

甲 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県知事 馳 浩



乙 石川県金沢市福増町北840番2
一般社団法人石川県造園緑化建設協会
会 長 後 秀 大

